

「知って得する？」社労士の独り言 第43回

令和3年度の最低賃金について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

6月22日に厚生労働大臣から令和3年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を受けた中央最低賃金審議会は、5回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を7月16日に答申しました。この答申を受け、地方最低賃金審議会に地域別最低賃金額改定の目安である各都道府県の引上げ額は一律28円が示されました。

1. 最低賃金の決定と最低賃金審議会および地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮して決定又は改定されることになっています。

①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされています。

最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議を経て、都道府県労働局長が決定又は改定することになっています。

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示しています。

また、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものではないとされています。

2. コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援について（雇用調整助成金等による対応）

以下は、7月30日に事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等による雇用維持のための取組の継続を促す観点から、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の特例措置について、以下の対応をとる予定です。

①雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金について、年末までは、特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、助成率については原則的な措置を含めてリーマンショック時（中小企業：4/5 [9/10]、大企業：2/3 [3/4]（※1））以上を確保する予定です（※2）。なお、10月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、8月中に改めてお知らせします（8月8日現在での公表はありません）。

（※1）〔 〕内は、解雇等を行わない場合

（※2）上限額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）における「雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく」との方針に従って対応。

②業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から12月までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給する予定です。その概要は、別紙（※3）をご参照ください。

（※3）別紙 [PDF形式] <https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000813239.pdf>

この他にも、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金があります。執筆時点で業務改善助成金についての公表はありませんが、最低賃金改定時までは要件緩和等が発表されるものと思います。

最低賃金が目安通りに28円の引き上げとなれば、最低賃金は1,040円となります。パートさんの中には扶養控除内で働く方もおられるので、労働時間の短縮など事業の運営にも影響が出るものと思われます。今から対応などを準備しておきましょう。

出典： 厚生労働省ホームページ（一部加筆修正しています）